

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

単位:千円

基金の名称	埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金	
基金設置法人名	埼玉県	
基金の額		今回造成額 32,985千円
		造成完了時における残高 7,230,733千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 32,985千円
	(うち国費総当額)	造成完了時における残高 7,230,733千円
基金事業等の概要	当該基金を活用した事業を実施することで、保育所の整備や認定こども園などの新たな保育需要への対応を実施するなど、子どもを安心して育てることができる体制づくりなどを行う。	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和4年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和6年度末
	基金の解散予定時期	令和7年6月末
基金事業等の目標	年度ごとに事業実施予定件数及び金額が異なるため、数値による目標設定は困難。 保育所・認定こども園整備、幼児教育・保育無償化円滑化、不妊に悩む方への特定治療支援、一時預かり利用者負担軽減事業などの事業に対して補助を実施する。	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱及び各事業の交付要綱に基づき申請を受け、審査する。 <担当課> 福祉部少子政策課(保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所等整備事業、認定こども園整備事業、幼児教育・保育無償化円滑化事業、一時預かり利用者負担軽減事業) 福祉部こども安全課(子育て世帯訪問支援臨時特例事業、保護者支援臨時特例事業) 保健医療部健康長寿課(不妊に悩む方への特定治療支援事業、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業、子育て世帯訪問支援臨時特例事業、妊婦訪問支援事業)	
その他の事項		